

## 常陸鴻巣駅ふれあい駅舎の指定管理者選定結果

- 1 施設の名称と所在地  
常陸鴻巣駅ふれあい駅舎 那珂市鴻巣 1356 番地 6
- 2 指定管理者となる団体  
鴻巣自治会
- 3 指定期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- 4 指定管理者選定委員会等の日程  
令和 5 年 11 月 10 日 選定委員会の開催  
(当該施設を公募によらない施設とし、鴻巣自治会からの指定申請を受理。指定管理者候補者として選定することに決定)  
令和 5 年 12 月 15 日 市議会において指定管理者の指定について議決
- 5 選定基準と審査項目

選考基準	審査項目
平等利用の確保及び事業計画の内容に関すること	設置目的に合致した管理運営に係る姿勢・意欲
	市民の平等利用の確保
公の施設の効果的な活用と管理経費の縮減	利用者に対するサービスの向上
	安全対策
	管理経費の縮減
安定的な管理の確保に関すること	人的能力
	物的能力
その他市長等が施設の性質又は目的に応じて定めるもの	個人情報保護

- 6 公募としないで選定した理由  
当該施設は、駅舎機能ばかりでなくコミュニティ活動の場としての機能も併せ持つ公共施設として位置付けており、「地域コミュニティ及び地域活動の活性化を図る」という当該施設の目的達成のためにも、公募による指定管理者の募集ではなく、引き続き地元住民を主体とした組織を指定管理者とする。  
現在、鴻巣自治会内の独立組織である「常陸鴻巣駅ふれあい駅舎ワーキング委員会」は、平成 18 年 9 月から当該施設の指定管理者として施設の設置目的に沿って適正な運営管理を行ってきた。令和 6 年 4 月から、鴻巣自治会において実施する組織改編により、「常陸鴻巣駅ふれあい駅舎ワーキング委員会」が、自治会の内部組織として新たに「駅舎管理部」となることが役員会にて決定され、当該施設を管理運営したいとの申し出があった。  
「鴻巣自治会」は現指定管理者である「常陸鴻巣駅ふれあい駅舎ワーキング委員会」と実質的な体制は変わらず、地元根付いた団体であることから、引き続き施設の管理を適切に行える。  
このようなことから、公募を行わず「鴻巣自治会」を指定管理者候補者として決定

する。よって、那珂市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年那珂市条例第 28 号）第 4 条第 2 号の規定により選定するものである。